

令和7年鉾田市農業委員会2月定例総会議事録

日 時	令和7年2月25日（火）午後2時00分																																																																																		
場 所	福祉事務所 2階 会議室																																																																																		
出 欠 状 況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番 号</th><th>氏 名</th><th>出 欠</th><th>番 号</th><th>氏 名</th><th>出 欠</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1番</td><td>新堀 隆</td><td>出</td><td>13番</td><td>齊藤 新一</td><td>出</td></tr> <tr><td>2番</td><td>坪沼美知子</td><td>出</td><td>14番</td><td>飯岡 政一</td><td>出</td></tr> <tr><td>3番</td><td>宇佐見達夫</td><td>出</td><td>15番</td><td>窪 伸衛</td><td>欠</td></tr> <tr><td>4番</td><td>菅谷 美尚</td><td>出</td><td>16番</td><td>山口 正重</td><td>出</td></tr> <tr><td>5番</td><td>永井 司</td><td>出</td><td>17番</td><td>関根 薫</td><td>欠</td></tr> <tr><td>6番</td><td>海東 一</td><td>出</td><td>18番</td><td>海老原康廣</td><td>出</td></tr> <tr><td>7番</td><td>草野 克信</td><td>出</td><td>19番</td><td>大貫 修一</td><td>出</td></tr> <tr><td>8番</td><td>平沼 要司</td><td>出</td><td>20番</td><td>小沼 藤雄</td><td>出</td></tr> <tr><td>9番</td><td>長峰 克巳</td><td>出</td><td>21番</td><td>菅谷 幸子</td><td>出</td></tr> <tr><td>10番</td><td>森作 秀裕</td><td>出</td><td>22番</td><td>井川 栄</td><td>出</td></tr> <tr><td>11番</td><td>小沼 正</td><td>出</td><td>23番</td><td>箕輪美代子</td><td>出</td></tr> <tr><td>12番</td><td>永井 俊齋</td><td>出</td><td>24番</td><td>梶間 幸一</td><td>出</td></tr> </tbody> </table>					番 号	氏 名	出 欠	番 号	氏 名	出 欠	1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出	2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	出	3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	欠	4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出	5番	永井 司	出	17番	関根 薫	欠	6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出	7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出	8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	出	9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出	10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出	11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出	12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出
番 号	氏 名	出 欠	番 号	氏 名	出 欠																																																																														
1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出																																																																														
2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	出																																																																														
3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	欠																																																																														
4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出																																																																														
5番	永井 司	出	17番	関根 薫	欠																																																																														
6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出																																																																														
7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出																																																																														
8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	出																																																																														
9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出																																																																														
10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出																																																																														
11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出																																																																														
12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出																																																																														
事 務 局	鬼沢局長 日下部局長補佐 海老原局長補佐兼係長 鬼澤係長																																																																																		
議 長	14番 飯岡政一（会長）																																																																																		
議事録署名人	4番 菅谷美尚 5番 永井司																																																																																		
書 記	海老原局長補佐兼係長																																																																																		
議 題	議案第 1 号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について 議案第 2 号 農地法第4条の規定による転用許可について 議案第 3 号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について 議案第 4 号 現況証明書の交付について 議案第 5 号 農地改良協議に対する同意について 議案第 6 号 農地法第3条の買受適格証明書の発行及び公売落札後の許可について 議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について 議案第 8 号 農用地利用集積等計画（案）に対する意見決定に																																																																																		

	について 議案第 9 号 地域計画策定に係る意見決定について 議案第10号 鉾田市農地利用最適化推進委員候補者選考委員の決定について 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第 2 号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について 報告第 3 号 農地法制限除外の届出について そ の 他
事 務 局	(開 会) 定刻となりましたので、令和7年鉾田市農業委員会2月定例総会を開会いたします。 開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。
会 長	どうも、皆さん、こんにちは。寒波が来て、大分寒い日が続いていましたけれども、今日からやはり何日か春の兆しが来て暖かくなるような予報でございましたので、皆さんもこれから一安心で、体調を崩さないように、いろいろなお仕事に頑張っていければいいと思っております。 2月の5日の日に会長局長会ということで、神奈川県平塚のほうにJA全農営農技術センターというところへ寄って、一応研修してきました。そこはやはり全国からそういう研修に参加して、10人から15人と言ったね、1週間の泊まりがけで。ちゃんと寝るところもあるし、そこで研修をいろいろな機械の操作など、新品種だとかいろいろ学んで持ち帰って、自分で取り組んでやっているような感じでございました。やはりそのセンター長の所長が言うには、日本には外国にまねできないような、そういういろいろな農産物をそこで研究しているという旨の話がございましたけれども、トマトの話とか稲の話とかいろいろ質問された会長方が二、三人いましたけれども、その中で俺はちょっと、皆さんがいるところでもこれ聞いていいのかどうか分からないからと思って、手を挙げないでちょっと迷っていましたが、終わりになってからそこはいろいろな場所を見学していくに当たって、聞かれるのだったらばいい機会だなと思って、そのセンター長に聞いたのです。実はセンター長、先ほど質問すればよかったのだけれども、というのは、ここではいろいろなものを、新品種なり何かをいろいろ作って、そういうのを皆

さんに提供しながら世界に負けない技術を持ってやっているということはいいいことだけれども、例えばの話、それではなくて、私が質問したいのは、トマトなりキュウリだとかメロンだとかいろいろ畑を作っていますよね。その収穫し終わった後の、その後のものをどういうふうに処理するのだということが、ちょっとこれ市役所のほうでも今のところはよく分からない。ごみ焼却炉等へ持っていても、ごみ焼却炉では焼却してくれない。これ今、農家の方々は、少しずつ燃やしたり、また土の中へ埋めたりいろいろなあの手、この手でやっているのですけれども、そういう取り終わったものの処分のほうは、ちょっと考えていないのですかと言ったら、そういうことを今まで質問されたことないから、ちょっとそっちのほうまでは全然考えていないということと言われたのですけれども、例えばの話、稲を刈って収穫して、コンバインに入ったら、今度わらが出ますよね。わらをカットして田んぼへ置いておくと、そうした場合に、次の田んぼへ行って何か月か稲わらがあって、大雨降って排水溝が詰まったり何かした、そういうことにならないような後の処理の方法も考えてもらえるような、ここでちょっとそういういい機会だから、そういうところでもちょっと考えてもらえないかなということで質問しました。そういう何らかのいい方法があれば、私は鉾田でございますから、鉾田の農業委員会のほうへ電話ください。いい知恵でもあれば貸してもらって、私らはそれに従って処理するようなことも一応伝えてきましたので、後で何らかの結果が出ればこの農業委員会に電話がかかってくると思います。

そういう研修をしたり、それとあと、この間、国会の答弁したときに、米が高い、米が高いと野党から大分たたかれて、政府のほうでも答弁に政府米の備蓄米を放出すれば幾らか値段も下がるような、そういう話もしていたのですけれども、私はこのことでちょっと、その日ではないけれども、次の日に■■■■さんに電話して、昨日、先生、■■■■は、答弁に立ってはいなかったのですけれども、何で政府が答弁のときに、米が高いと言われて、安くさせるように努力するようなことを何でするのだと。もう農家は田んぼは耕作する人が今までの米の値段では合わないから、どんどん、どんどん作らなくなって、耕作放棄地の田んぼが増えているのです。それに対して改良区のほうは作っても作らなくても1反歩1万3,000円ぐらいの賦課金というのを取られるのだから、それから今度肥料だコンバインだ、何かとやったら乾燥機やって、米に製品にするまではあのぐらいの値段でなければ採算が取れないのだと言ったのです。何でそういうような農家が田んぼをどんどん作らなくなるのに、それは採算が取れないからそうなのだ、何で答弁してくれないのだと。そうすれば米が安定して値段が上がれば農家さんは田んぼをどんどん作りますよ、耕作放棄地もなくなる。そうすれば改

事務局	良区のほうの賦課金もどんどん上がってくるのです。改良区のほうが未収になっている田んぼも相当あるのです。現状が分からない人らがそういう政治家になっていて、もう少し野党に追及されたときにそういうのも言ってくれと言ったのです。田んぼのほうは持った時点でもう1万3,000円ぐらいは1反歩かかるのだと。それからのあと米ができてできなくても賦課金がある。1俵で計算するから3万も4万も高いと言うけれども、茶わん1杯に計算してくれと言ったのだよ。幾ら先生、かかると思う。茶わん1杯にすると30円か35円。3食食っても100円以内で収まるのだと。それに御飯を食べるには御飯だけでは食べられない。刺身なり何かを食べる。刺身が一人前400円でも高いと言う人はいない。米は茶わん1杯に計算してみてください。30円か35円で収まるのに、3食食っても100円以内に収まるのです。自動販売機でジュース買っても140円もかかるのです、缶ジュースなら。それに対して3食主食が100円ぐらいで収まるのだもの、一つも高くない。そういう答弁してくれ。1俵ずつ買う人がいないからだよ。例えばの話、20キロ買っても20キロで1か月もつのでしょと、普通の家庭では。そうしたら茶わん1杯にすればそれだけでもつのに、何で先生はそういう答弁をしてくれないのだと。もう少し追及されて、今までが安かったから田んぼをこうやって作らない人がどんどん増えてしまっているのだから、田んぼをやっぱり作ってもらうのには今の値段ではないと合わないのだと。今までが安かったと、そういう答弁をしてください。ちょっとの間エキサイトして電話しました。そうしたら最後には、それは俺に言わないで野党に言ってくれと。野党に言おうが何しようが、そういうこともやはり考えて答弁してくれなければ我々農家は困るのですということで、エキサイトしながらそういう話もしましたけれども、皆さんは今の田んぼの米は、一つもここにいる方は高いとは思っておりませんと思いますけれども、そういうことで、できる限り農家も人並みの生活ができるように、楽になるように皆さんで頑張ってくださいこれからも田んぼ、畑、守っていきたいと思いますので、ひとつよろしく願います。 いろいろ長々と話しましたが、今日も1日、案件のほうがありますので、皆さんで審議していただければいいと思います。 以上です。 ありがとうございました。 定例総会の議長につきましては、鉾田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定によりまして会長が当たることになっておりますので、議事進行につきまして飯岡会長にお願いしたいと思します。よろしく願います。
------------	--

議	長	ただいまの出席委員は22名でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、鉾田市農業委員会2月定例総会を開会いたします。 本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。 会期を本日1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ございません。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。
議	長	次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。会議録署名人に、4番 菅谷美尚 委員、5番 永井司 委員の両名を指名いたします。
議	長	なお、本日の会議書記には、事務局職員の海老原局長補佐を指名いたします。
議	長	議案の審議に入る前に諸報告を行います。 15番、窪伸衛委員、17番、関根薫委員から、欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。
議	長	これより議事に入ります。 (議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について)
議	長	議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」を議題といたします。

議 長 長峰克巳委員	増産するため、申請地を取得したいということでございます。以上のような理由から、譲受人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件において問題ないと思われるので、よろしくご審議のほどお願いします。 続きまして、番号4番から番号7番について地元委員の説明を求めます。 9番、長峰です。4番についてご説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは親子の間柄でございます。このたび、■■■さんの土地を■■■さんに贈与することになったそうでございます。■■■さんは、米を中心とした農家であり、経営面積も4.4ヘクタールあります。後継者である■■■さんに贈与し、経営安定化を図りたいということでございます。先月に同じように長男に贈与した案件があり、今回は次男の■■■さんに贈与することになったそうです。■■■さんは■■■に住んでいますが、農繁期には野友の実家に帰り、親の■■■さんから農機具を借りて耕作していますので、その点は何かと支障ないかと思えます。以上のような理由から、譲受人は農作業に常時従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われるので、よろしくご審議のほどお願いいたします。 続いて、5番についてご説明いたします。先ほど4番の案件と同じ同一の案件で、譲渡人の■■■■さんとは親子の間柄でございます。このたび、■■■さんの土地を■■■さんに贈与することになったそうでございます。問題ないと思われるので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 続いて、6番についてご説明いたします。譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは親子の間柄でございます。このたび■■■さんの土地を■■■さんに贈与することになったそうでございます。■■■さんは米、サツマイモを中心とした農家であり、経営面積も1.9ヘクタールあります。後継者である■■■さんに贈与し、経営安定化を図りたいということでございます。以上のような理由から、譲受人は農作業に常時従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われるので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
--------------------------	--

	続いて、7番についてご説明いたします。先ほどの6番の案件とほぼ同一な件で、譲渡人の■■■■さんと■■■さんは親子の間柄でございます。このたび■■■さんの土地を■■■さんに贈与することになったそうでございます。問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	続きまして、番号8番について地元委員の説明を求めます。
大貫修一委員	19番、大貫でございます。8番についてご説明したいと思います。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは、もともと■■■さんの田んぼを■■■さんが七、八年前から借りて作っているという話でした。それで、この際、■■■さんに田んぼを贈与するという話になりまして、無事話がまとまったという次第でございます。■■■さんは、ここには主な作付作物、水稻、コマツナ、ホウレンソウとありますが、私は、自宅が家の前になっておりまして、よく分かっていますが、サツマイモ、ニンジンなどを盛大に作っている農家でありまして、■■■さんは73歳という年齢の話でしたが、■■■さんは74歳になりますが、外国人もいっぱいいて、奥さんとか娘さんも一緒にやって、これからはまだまだ働くということで、田んぼの贈与を受けるということでありました。何ら問題ない案件と思われまますので、よろしく申し上げます。
議長	続きまして、番号9番について地元委員の説明を求めます。
永井司委員	5番、永井です。9番について説明いたします。 譲渡人、■■■■さんと譲受人、■■■■さんは知人の間柄でございます。このたび、長年、■■■さんの土地を耕作していた■■■さんが買いたいということで売買がまとまったそうでございますので、よろしく審議お願いしたいと思います。
議長	続きまして、番号10番について地元委員の説明を求めます。
菅谷美尚委員	4番、菅谷です。10番についてご説明いたします。 譲渡人、■■■さんと譲受人、■■■さんは知人で、相続した農地を■■■在住の■■■さんが耕作できないため、■■■さんに話したところ、■■■さんの自宅の近い農地なので、購入して葉物野菜を作付するとのこと。円満に話はまとまったことです。問題のない案件と思われまますので、よろしくご審議お願いいたします。
議長	続きまして、番号11番について地元委員の説明を求めます。

菅谷幸子委員	21番、菅谷です。11番についてご説明いたします。 譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんとは■■■さんの父を通しての知人であるそうです。このたび、■■■さんの経営規模拡大ということで、売買が円満にまとまったということでございます。■■■さんは、葉物を中心とした農家であり、作物を増産するため申請地を取得したいということです。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	続きまして、番号12番から番号14番について地元委員の説明を求めます。
小沼藤雄委員	20番、小沼です。申請番号12番についてご説明いたします。 譲渡人の■■■さんと■■■さんは、■■■さんの奥さん、■■■さんと■■■さんが知人の間柄でありまして、■■■さんの方なのですが、■■■さんと夫婦であります。■■■さんのところでは外国人向けの直売所みたいな、店などをやっています、そこで■■■さんのところへ行きましたら、トラクターとか播種機などがありまして、■■■さんが所有していた田んぼは何年か前に購入しています、それを今回売買契約が無事に成立しまして、こういことになりました。何ら問題ない案件かと思しますので、よろしくお願いします。 続きまして、申請番号13番なのですが、■■■さんは■■■さんの紹介で、去年あたりから耕作放棄地でいましたので、それを売りたいということで、やはり■■■さんと売買契約が成立しまして、ここに至りました。 続きまして、14番なのですが、■■■さんのところもやはり所有している田んぼが、去年あたりから耕作放棄地でありまして、2メートルぐらいの雑草が生えていまして、大変な状態だったのですが、今回その■■■さんの紹介で円満に売買契約が成立しましたので、何ら問題ない案件かと思しますので、ご審議のほどをよろしくお願いします。
議長	番号15番、番号16番について地元委員の説明を求めます。
井川栄委員	22番、井川です。それでは、15番についてご説明します。 ■■■さんと■■■さんは親子の関係であります。このたび贈与するという契約が円満にまとまったということであります。■■■さんは会社員でありますけれども、お父さんがやっていた農業を継続する、農地を守るということで、農家の安定を図るためにこの契約がまとまったということであります。問題ない案件だと思しますので、

	で、よろしくご審議のほどをお願いします。 16番について説明します。16番は、12月に同じ案件として出された申請であります。それで、承認を得ましたのですけれども、実際のところ、法務局であれしましたところ、12月の案件では■■■■さんほか3名の地権者でありました。ところが、実際のところは、■■■■さん1人の地権者ということであるそうです。そういうことでありましたので、法務局ではそれではいかぬということで、再度、■■■■さん1名の名義の申請の案件ということで、今回申請されました。よろしくご審議のほどをお願いします。
議 長	それでは、番号1番から番号16番について質疑に入ります。質疑を許します。 どうぞ。
菅谷幸子委員	21番、菅谷です。12番から14番の方の■■■■さんなのですけれども、住所が■■■■になっていて、新規就農とはどういうことだかちょっとよく分からないのですけれども。
議 長	その件についてお願いいたします。
小沼藤雄委員	20番、小沼です。この■■■■さんは■■■■になっていますけれども、奥さんが■■■■の■■■■という■■■■の近くで外国人向けの店をやっているのです。そこで実際にトラクターとか播種機を持って少し野菜作りをやっていて、■■■■さんの紹介で、うちの近くの水田ですが、これを買ってコマツナを作りたいということで、それで…… (田んぼにコマツナ作るのの声あり)
小沼藤雄委員	そうですね、はい。一応基盤整備してありまして、結構水はけはよくなっていますので、ちょっと30センチぐらい土盛りしてやっていきたいという話でした。 (また申請するのかな……の声あり)
小沼藤雄委員	この先です。まだ先の話なのですけれども、一応作ってみて駄目だったらば、回りをちょっと溝を掘って、いろんな溝を掘って水はけをよくしたりとかやって、駄目だったらば客土してやりたい…… (労働力の声あり)

小沼藤雄委員	労働力は、外国人向けの店がありますので、いますので。 (具体的にはの声あり)
小沼藤雄委員	はい、そうです。実際、耕作放棄地になっていまして、今はきれいにして、それで堆肥などが今その田んぼの中に入っているような状態です。購入して、私のところに挨拶に来たとき、次の日に火災を起こしまして、消防署などが来てちょっと騒ぎになったことがありました。 以上です。
議 長	そのほか。 大貫さん。
大貫修一委員	19番、大貫です。1番なのですけれども、おばあさんからお孫さんに贈与するとありましたけれども、1代飛ばして贈与することは、これはできるのですか。それなら俺もやろうかなと思って、税金の関係でできないという話を聞いたのですけれども。
議 長	事務局。
事 務 局	先ほどの質問についてなのですが、贈与自体はお子さんでなくてもできます。相続と違って贈与税というのがやはりかかってきますので、お孫さんであっても第三者に売買するのと同じように贈与する場合もあるので、基本的にはできないということはないです。
大貫修一委員	では、1代飛ばして贈与するということはあるのですか。
事 務 局	そうですね、はい。お父さんのほうが高齢、ちょっとお父さんに贈与するよりも先にお孫さんに贈与をしてしまったほうが都合がいいということで一応お話を伺っておりますけれども。そういうふうな選択をされる方もいるということです。
大貫修一委員	参考になりました。ありがとうございます。
事 務 局	ただし、相続は相続の権利の人しかできないので、あくまで贈与の場合です。亡くなった後の相続に関しては相続の権利者しか権利がないので、お孫さんには相続できない。お父さんとかの形になります。 以上です。

議	長	そのほかどうでしょうか。大丈夫でしょうか。そのほかにないですか。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番から番号16番について申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号1番から番号16番を申請どおり許可と決定いたします。 (議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可について)
議	長	続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による転用許可について」を議題といたします。
議	長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局		番号1番、申請地、XXXXXXXXXX、地目、畑、面積121平方メートル。申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXX。転用施設、進入路121平方メートル。事由、現在、自宅への進入路が対向車線の直進路と右折路をまたいで進入しており、交通上危険なため、申請地に進入路を整備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議	長	現況調査員の調査報告を求めます。
山口正重委員		16番、山口です。17番、関根委員が欠席のため代弁いたします。1番について報告いたします。

議 長 梶間幸一委員	去る2月17日に12番、永井委員、13番の齊藤委員、17番、関根委員と事務局で現地調査を行いました。場所につきましては、地図1ページの左側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いします。 申請地は住宅と山林に囲まれた地域にある集団性の低い農地であります。農地区分は第2種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。
議 長	それでは、地元委員の説明を求めます。 24番、梶間です。1番についてご説明いたします。 現況調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、1ページの左側を御覧ください。国道51号線を水戸方面へ向かい、[REDACTED] [REDACTED] 信号を右折したところです。申請人、[REDACTED] さん宅で [REDACTED] を経営しておりますが、右折するのに危険ということで、進入路を造りたいということです。問題のない案件と思われるので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号2番、申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積940平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、代表取締役、[REDACTED]。転用施設、農業用倉庫430.35平方メートル。事由、現在使用している農業用倉庫が手狭なため

議長 山口正重委員	新たに農業用倉庫を整備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。 現況調査員の調査報告を求めます。
議長 井川栄委員	16番、山口です。関根委員が欠席のため代弁いたします。2番について報告いたします。 場所につきましては、地図1ページの右側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。申請地は、集団的に存在する農地の地域にあるが、農業用施設を整備し、使用するため、例外的に許可できる位置環境であり、農地区分は第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。 地元委員の説明を求めます。
議長 大貫修一委員	22番、井川です。2番について説明いたします。 現地調査員の皆さん、ご苦労さまでした。地図は1ページの右側です。この地図では目ぼしい目標物は見当たらないのですが、右側に、ここには見えていませんけれども、県道の鉾田下田線の■■■■の入り口のところから国道51号線に抜ける通称メロンロードがあるのです。そのメロンロードの途中から■■■■地区入る道路があります。その■■■■地区に入る道路の途中に申請地の■■■■地区があります。申請者の■■■■さんは、年間を通したサツマイモのかなり大きな農家でございます。申請地に農業用倉庫を建てたいという農地の転用の申請がありました。問題ない案件と思いますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。 それでは、番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。はい、どうぞ。
井川栄委員	19番、大貫です。この赤く染めた左脇に長方形の白い枠がありますが、これはもともとキューリング倉庫兼トラクターなんかを置いておくところなのですか、これ。あそこの場所は何ですか。
大貫修一委員	何年か前にというかキューリングの大きな倉庫があるのですが、その倉庫の隣です。裏側というか。 この赤く染めた地域全部に建てるのですか。

井川栄委員	長く建てるみたいです。
大貫修一委員	埋立っていますか。
井川栄委員	いや、埋立てはしていない。
大貫修一委員	埋立て。
井川栄委員	埋立てしない
大貫修一委員	ここに倉庫、この場所に全部倉庫を建てるのですか。
井川栄委員	倉庫は半分ぐらいです。
大貫修一委員	半分ぐらいで、あとは宅地にするということ。
井川栄委員	宅地というか、申請地は全部、倉庫の面積がその940という。
大貫修一委員	かなり大きいですね。半分ぐらいの倉庫。分かりました。
井川栄委員	全体的契約なのです。倉庫といっても、キュアリングがあって、キュアリングのコンテナを入れておく倉庫を現在知人に借りているそうです。その借りている倉庫の部分のコンテナを入れる倉庫を建てる予定だそうです。
議 長	大丈夫でしょうか。そのほかありますでしょうか。質疑のほうはどうでしょうか。 (質疑なしの声あり)
議 長	それでは、質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。

		(議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について)
議	長	続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。
議	長	番号1番を上程いたします。事務局に説明いたします。
事	務	番号1番、権利、賃貸借。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積4,145平方メートル。賃借人、[REDACTED]、[REDACTED]、代表取締役、[REDACTED]。賃貸人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、資材置場4,145平方メートル。事由、建築工事業を営んでおりますが、事業規模拡大に伴い資材置場が手狭なため申請地に新たな資材置場を整備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議	長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。
齊藤新一委員		13番、齊藤です。申請番号1番について報告いたします。 場所については、地図2ページの左側になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いします。申請地は住宅と山林に囲まれた地域にある集団性の低い農地であり、農地区分は第2種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。
議	長	それでは、地元委員の説明を求めます。
新堀隆委員		1番、新堀です。申請番号1番について説明いたします。 譲渡人、[REDACTED]さんと譲受人、[REDACTED]代表の[REDACTED]さんは親子の関係でございます。[REDACTED]が規模拡大ということで、資材置場が手狭なため、申請地に新たな資材置場を整備したいということでございます。問題のない案件と思わ

	れますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 はい、どうぞ。
大貫修一委員	地図の説明していただけますでしょうか。
新堀隆委員	ごめん、抜けていました。場所については、地図の2ページの左側になります。■■■■■、この小学校の十字路のところなのですけれども、そこから■■■■■の■■■■■というか南のほうに向かって県道を行った一角にあります。■■■■■は、以前は反対側の小さい場所にあったのですけれども、工事のほうが大分発注が多いということで、規模拡大して、お父さんが持っていた、今までサツマイモを作っていた畑だったのですけれども、そこを資材置場にしたいということでございます。よろしくお願いします。
議 長	どうでしょうか。分かりました。
大貫修一委員	ありがとうございます。
議 長	そのほか質疑ございませんか。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可相当と認め、茨城県農業委員会ネットワーク機構に諮問し、許可相当の答申を得た上で許可することに決定いたします。
議 長	続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号2番、権利、贈与。申請地、■■■■■、地目、畑、面積201平方メートル。譲受人、■■■■■、■■■■■、■■■■■。譲渡人、■■■■■

		■■■■■，■■■■■。転用施設、陶芸小屋２８．９８平方メートル。事由、農地法の許可を得ずに申請地を陶芸小屋として利用しておりましたので是正したい。なお、この案件につきましては、既に使用されているため、始末書が添付されています。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議　　長		それでは、現況調査員の調査報告を求めます。
永井俊齋委員		１２番、永井です。申請番号２番について報告いたします。 場所については、地図２ページの右側の位置になります。詳細につきましては、地元委員会さんお願いいたします。申請地は集団的に存在する農地の地域にあるが、集落に接続して設置される陶芸小屋として例外的に許可できる環境にあり、農地区分は第１種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、３人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。 また、この案件は既に建物が建ち使用しており、始末書が添付されております。 以上です。
議　　長		それでは、地元委員の説明を求めます。
海老原康廣委員		１８番、海老原です。番号２番についてご説明いたします。 ただいまの現況調査員さんのご報告のとおりでございます。調査員の皆さん、ご苦労さまでした。場所は地図２ページの右側になります。鉾田駅から鉾田総合運動公園に向かっていくと■■■■■の信号交差点があり、その手前５０メートルくらいのところを丁字路がありまして、右に上がっていくと１００メートルくらいのところに■■■■■があり、その神社に隣接した位置になります。■■■■■さんは■■■■■さんの孫でございます。農地法の許可を得ず申請地を陶芸小屋として利用しておりましたので、是正したいとのことです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議　　長		それでは、番号２番について質疑に入ります。質疑を許します。 （質疑なしの声あり）
議　　長		質疑なしと認めます。 これより採決いたします。

	番号2番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号3番、権利、使用貸借。申請地、[REDACTED]の一部、地目、畑、面積387平方メートル。使用借人、[REDACTED]、[REDACTED]。使用貸人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、自己住宅、78.66平方メートル。事由、現在両親、姉と住んでおりますが、子供が成長し手狭となったため、申請地に自己住宅を建築したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
永井俊齋委員	12番、永井です。申請番号3番について報告いたします。 場所につきましては、地図3ページの左側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。申請地は集団的に存在する農地の地域にあるが、集落に接続して設置される自己住宅として例外的に許可できる環境にあり、農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。
議 長	地元委員の説明を求めます。
小沼正委員	11番、小沼です。申請番号3番について説明いたします。 現況調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は地図3ページの左側を御覧ください。[REDACTED]から西に約1.2キロ、[REDACTED]から南東に1.4キロメートルぐらいの場所にあります。譲渡人、[REDACTED]さんと譲受人、[REDACTED]さんは親子の関係でございます。このたび譲受人、[REDACTED]さんが申請地に自己住宅を建築したいということでございます。現在、実家に両親、姉と一緒に住んでおりますが、子供が成長し手狭となったため、実家に隣

		接する申請地に自己住宅を建築したいとのことです。問題のない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議	長	番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号3番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。
議	長	続きまして、番号4番を上程いたします。事務局に説明させます。
事	務	局
		番号4番、権利、売買。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積2,000平方メートル。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、代表取締役、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、農業用倉庫・農業用駐車場、313.5平方メートル。事由、農業を営んでおりますが、経営規模拡大に伴い現在使用している倉庫が手狭なため、申請地に農業用倉庫及び農業用駐車場を整備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議	長	現況調査員の調査報告を求めます。
山口正重委員		16番、山口です。関根委員が欠席のため代弁になります。4番について報告いたします。 場所につきましては、地図3ページの右側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いします。申請地は集团的に存在する農地の地域であるが、農業用施設を整備し使用するため例外的に許可する位置環境であり、農地区分は第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、報告いたします。

議長	それでは、地元委員の説明を求めます。
井川栄委員	22番、井川です。現況調査員の皆さん、ご苦労さまでした。場所は地図3ページの右側になります。先ほど4条の案件で上太田地区の案件がありましたけれども、その上太田地区の案件の場所から東へ国道51号線のほうに走って約500メートルぐらい左側になります。■■■さんと■■■■■さんは知人の紹介で、1月の案件にも3条の案件がありまして、売買契約がまとまったという案件がありました。その案件の続きの場所であります。現在、■■■■■さんが倉庫を建てて農業を営んでいるところでありますが、その隣の土地に駐車場と倉庫を整備したいということであります。先ほどの案件の後で説明がありましたけれども、農業用倉庫、面積は313.5平方メートル、駐車場が360平方メートルということであります。農地の転用の申請が出ました。■■■■■さんに関しましては、現在旭地区でハウスを建設して野菜等をたくさん作っている農家であります。問題ない案件と思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	それでは、番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。はい、どうぞ。
大貫修一委員	何度もすみません。これは、■■■と■■■■■の人の案件なのですが、これは確認は■■■とか■■■■■へ行くのですか。
井川栄委員	■■■■■さんに関しましては、以前のときに現地へ行って■■■さんの様子を見てきて、調査の報告を委員会からも受けております。農業に関しては何も問題ない、設備も全部整っている事業者であるということで報告を受けましたので、私自身は現地には伺っていません。
大貫修一委員	現地調査の方は今日はいない。これはどこまで、私は大洋の件で、■■■の不動産会社まで同じなのですが、1回、話を聞きに行ったことがあるのですけれども、これは誰に聞くのですか。
議長	では、事務局のほうからちょっと説明させます。
事務局	大貫委員が今おっしゃっているのは、多分農地法3条で農業をやるために農地を取得するときに譲受人のところというかに伺ったというのは、多分過去にあったと思うのですが、今回の案件はあくまで転用ということで、現地調査というのは転用する農地を確認

	に、今回で言うと永井委員，齊藤委員，関根委員と見に行ってきていますが，その建て主さんは，いわゆる事業者の■■■■■さんのところに行くというのは，特に今までもやっていないということでありまして，３条の取得をもし■■■■■さんがやるという場合には，以前何度か案件が上がってきているので，そのときには事務局と地元委員さんと一緒にお伺いして，農業ができるか，農機具があるかというのは確認のほうはさせてもらっているのですが，農地転用に関しては，基本的にご自宅まで伺って農業をやっているかとかというところまでは，今までもやっていなかったことなので，そこがちょっと分かれて別になっているということです。なので今回は……
大貫修一委員	転用の農地の確認だけなのでしょうか。
事務局	そうですね，はい。転用農地の確認だけを現地調査員さんと事務局で。 以上になります。
議長	どうでしょうか，そのほか質疑ありますでしょうか。ないでしょうか。 (質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号４番を申請どおり許可と決定することに，ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号４番を申請どおり許可と決定いたします。
議長	続きまして，番号５番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	番号５番，権利，賃貸借。申請地，■■■■■の一部，地目，田，面積１．４８平方メートル。賃借人，■■■■■，■■■■■，■■■■■，代表取締役，■■■■■。賃貸人，■■■■■，■■■■■。転用施設，営農型太陽光発電設備１．４８平方メートル。事由，農地を有効利用するために，申請地を借り受けて営

	農型太陽光発電設備を設置したい。下部作物，サカキ。許可の日から3年間の一時転用となっております。なお，この案件につきましては一時転用の期間が切れて，継続のための申請が遅れたため始末書が添付されています。詳細につきましては，現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議長 齊藤新一委員	それでは，現況調査員の調査報告を求めます。 13番，齊藤です。申請番号5番について報告します。 場所については，地図4ページの左側の位置になります。詳細につきましては，地元委員さん，お願いします。申請地は集団的に存在する農地の地域にあり，農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して，転用目的，位置環境，実現の確実性，計画面積等，いずれも適と認め，3人の総合意見として可と判断しましたので，報告いたします。
議長 草野克信委員	それでは，地元委員の説明を求めます。 7番，草野です。5番について説明いたします。現地調査員の皆さん，ご苦労さまでした。申請地は地図4ページの左側です。県道茨城鹿島線で北上いたしまして■■■■地区に入り，■■■■入り口より200メートル先を右折して，また200メートル先を右折したところです。3条で説明したとおり■■■■と■■■■さんとの営農型太陽光発電における区分地上権の一時転用の更新の申請です。前回の許可日より転用期間の3年間を過ぎてからの申請ですので，始末書添付です。なお，担当者は次回からは二度と申請時期を超えることはないと深く反省しておりました。問題のない案件ですので，よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	それでは，番号5番について質疑に入ります。質疑を許します。 （質疑なしの声あり）
議長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号5番を申請どおり許可と決定することに，ご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）

議 長	異議なしと認めます。番号5番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号6番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号6番、権利、売買。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積2,133平方メートル。同じく[REDACTED]、地目、畑、面積796平方メートル。計2筆、2,929平方メートル。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、代表取締役、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、特定建築条件付売買予定地、370.96平方メートル。事由、不動産を営んでおりますが、申請地が住宅地として適しており、建売住宅の需要が多くあるため、譲り受けて建売住宅を整備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
永井俊齋委員	12番、永井です。申請番号6番について報告いたします。 場所につきましては、地図4ページの右側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。申請地は住宅と山林に囲まれた地域にある集団性の低い農地であり、農地区分は第2種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。
議 長	続きまして、地元委員の説明を求めます。
平沼要司委員	8番、平沼です。現況調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、地図の4ページの右側になります。場所ですが、[REDACTED]地区の[REDACTED]の東側に[REDACTED]があるのですが、その[REDACTED]の地続きの南側の位置にあります。譲渡人、[REDACTED]さんと譲受人、[REDACTED]さんは知人の関係でございます。このたび受人の[REDACTED]さんが申請地に分譲住宅を建てたいということで、売買契約が円満にまとまったということでございます。問題ない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。[REDACTED]さんは、[REDACTED]の代表取締役ということです。 以上です。

議 長	それでは、番号6番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号6番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号6番を申請どおり許可と決定いたします。 (議案第4号 現況証明書の交付について)
議 長	続きまして、議案第4号 「現況証明書の交付について」を議題といたします。
議 長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号1番、届出地、XXXXXXXXXX、台帳地目、畑、面積733平方メートル。申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXX。変更年月日、平成15年12月7日以前、確認年月日、令和7年2月17日。非農地証明となります。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
齊藤新一委員	13番、齊藤です。申請番号1番について報告いたします。去る2月17日に12番、永井委員、17番、関根委員、13番、齊藤と事務局で現地調査を行いました。場所については、地図5ページの左側です。現地を確認したところ、何年も前から竹や草が生えていたりしている山林でした。そういう状況でした。3人の総合意見として、非農地証明書の交付は可と判断しましたので、報告いたします。

議 長	それでは、地元委員の説明を求めます。
草野克信委員	7番、草野です。1番について説明いたします。現地調査員の皆さん、ご苦労さまでした。調査員の報告とおりでございます。申請地は地図5ページの左側です。県道茨城鹿島線を北上して菅野谷交差点を直進して■■■■に入り、約500メートル先を左折します。真ん中の小さな十字路の、そこを200メートル行ったくらいの場所です。申請人、■■■さんは二重専門の専業農家ですが、30年くらい前から道路より2メートルほど高く、面積も小さいため、耕作できる状況でなく、現在は太い杉の木や竹林になっています。何ら問題ない案件と思われますので、ご審議よろしく願いいたします。
議 長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請とおり現況証明書を交付することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号1番を申請とおり現況証明書を交付することに、決定いたします。 (議案第5号 農地改良協議に対する同意について)
議 長	続きまして、議案第5号 「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。
議 長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。

事務局	番号1番, 届出地, [REDACTED], 田, 1, 546平方メートル。申請人, [REDACTED], [REDACTED]。事由, 田畑転換。期間は令和7年8月31日までとなっております。なお, この案件につきましては, 一部, 土が搬入されているため, 始末書が添付されています。 以上でございます。
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
山口正重委員	16番, 山口です。17番, 関根委員が欠席のため代弁いたします。 場所につきましては, 地図5ページの右側の位置です。申請地は道路との高低差がある農地の解消をするための行為であり, 農地改良制度の要件から判断して農地改良目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積等いずれも適と認め, 3人の総合意見として同意可と判断いたしましたので, 報告いたします。なお, 土盛りが既に始まっていたため, 始末書添付となっております。
議長	それでは, 地元委員の説明を求めます。
小沼藤雄委員	20番, 小沼です。申請番号1番についてご説明いたします。 現地調査員の方, どうもご苦労さまでした。[REDACTED]さんのところは[REDACTED]という土建業をやっているところでありまして, うちの近くだったものですから, 溝を掘って盛り土をやっていたので, それで何かおかしいということで行きましたら, 客土してありましたので, それで田畑転換ということで, 完成後はネギを作ることです。その前に, 地図で5ページの右側で県道110号線を茨城町方面に向かいまして, 舟木の[REDACTED]の交差点を右へ曲がって下がり, 五, 六百メートル行った右手の200メートルぐらい入った田んぼです。それで, 客土も田畑転換ということで, 稲を造るということでもあります。事前に客土していますので, 始末書添付ということでもあります。何ら問題のない案件と思いますので, ご審議のほどをよろしくお願いします。
議長	それでは, 番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。

議 長	番号1番を協議どおり同意することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 異議ないものと認め、番号1番を協議どおり同意することに決定いたします。
	(議案第6号 農地法第3条の買受適格証明書の発行及び公売落札後の許可について)
議 長	続きまして、議案第6号「農地法第3条の買受適格証明書の発行及び公売落札後の許可について」を議題といたします。
議 長	番号1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	番号1番、土地の表示、XXXXXXXXXX，畑，992平方メートル。願出人、XXXXXXXXXX，XXXXXXXXXX。こちらは公売になりまして、入札期日、令和7年4月7日から令和7年4月15日まで、開札期日、令和7年4月22日となっております。以上でございます。
議 長 永井司委員	番号1番について地元委員の説明を求めます。 5番、永井です。1番について説明いたします。 XXXXXXさんは、葉物を中心とした大農家でありまして、経営面積も10町歩以上作っており、外国人も何十人と使い、専業農家でございますので、何ら問題ないと思われますので、よろしく審議お願いしたいと思います。
議 長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。

議 長	番号1番を申請どおり買受適格証明書を発行することとし、なお落札の際には農地法第3条の許可書を発行することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 異議ないものと認め、番号1番について申請どおり買受適格証明書を発行することとし、なお、落札の際には農地法第3条の許可書を発行することといたします。 (議案第7号 農用地利用集積計画の決定について)
	続きまして、議案第7号 「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
	事務局に説明させます。
	申請件数につきましては、6件、合計で11筆、面積1万2,852平方メートルです。利用権の種類でございますが、賃貸借9筆、使用貸借2筆となっております。内訳につきましては、全て新規となっております。 以上でございます。
	これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第7号、農用地利用集積計画を決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)

議 長	異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。 (議案第8号 農用地利用集積等促進計画(案) に対する意見決定について)
議 長	続きまして、議案第8号 「農用地利用集積等促進計画(案) に対する意見決定について」を議題といたします。
議 長	事務局の説明を求めます。
事 務 局	農用地利用集積等促進計画(案)において、意見を求められています。申請人につきましては9名、筆数は17筆で、合計面積は3万3,776平方メートルとなっています。意見書の内容につきましては、記載のとおりとなっております。令和7年2月25日、鉾田市農業委員会会長、飯岡政一。 以上でございます。
議 長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第8号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定については、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、原案どおり決定いたします。 (議案第9号 地域計画策定に係る意見決定に

		ついて)
議	長	続きまして、議案第9号 「地域計画策定に係る意見決定について」を議題といたします。
議	長	事務局に説明させます。
事	務	局
		令和7年2月7日付銚農振第571号で地域計画の策定について、意見を求められております。こちらにつきましては、あらかじめ、議案書配付のときにお配りをしております担当地域のものが行っているかと思えます。各地域における地域計画については、ご確認されているかと思えます。こちらの内容につきましては、皆さんに出席していただきました各地域の座談会での協議結果を踏まえて策定された地域計画となっております。今回は当初の地域計画として作成され、毎年見直しを行っていくことになります。各地域における地域計画が適当であるか、ご意見があればよろしくお願いいたします。
		以上でございます。
議	長	これより質疑に入ります。質疑を許します。
		(質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第9号 地域計画策定に係る意見決定について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
		(議案第10号 銚田市農地利用最適化推進委員 候補者選考委員の決定について)

議 長	続きまして、議案第10号「鉾田市農地利用最適化推進委員候補者選考委員の決定について」を議題といたします。
議 長	内容について事務局に説明させます。
事 務 局	それでは、議案第10号について説明いたします。 鉾田市農地利用最適化推進委員は、定員が36名になっておりまして、現在はそれよりも少ない35名が委嘱されております。農業委員と同様に今年の3月31日で任期満了となりますので、こちらと同様に地区からの推薦と公募により募集を行いました。 募集状況につきましては、別紙資料ということで名簿のとおり、名前が書いてある最終公表と書いてある裏表の一覧表があると思うのですが、こちらホームページでも公表している内容でございます。定員36名のところ32名の応募となっている状況です。 今回で4回目の改選にはなりますが、今回は定員を満たしておりませんが、選考するという必要があるため、選考委員会を設置することになります。 まず、資料1のほうを御覧いただきたいと思います。こちら選考委員会の設置についての案ということで出させていただきました。こちらにつきましては目的等がありまして、任務としましては、農業委員会の求めに応じて農業委員会に関する法律及び鉾田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則に基づき推進委員の候補者の選考を行って、その結果を農業委員会に報告するものということになっております。 委員の構成としましては、次に掲げる6人の委員により組織する。ただし、推進委員の推薦をすること。推薦者となっている方、もしくは推薦を受ける者、募集に応募する者を除くということにしております。まず、農業委員会の会長1名、農業委員会会長職務代理者2名、それと農業委員の委員ということで、各地区より1名ずつの3人で合計6名ということで考えております。選考委員会に委員長及び副委員長、それぞれ1人を置き、委員の互選により定めるとしております。会議のほうは委員長が招集して議長になるということで、委員の過半数の出席によって成立するということになります。選考委員会は会議において必要があると認めるときは委員外の者の出席を求め、説明を聞き資料の提出を求めることができるということになります。 今後のスケジュールとしては、本日選考委員の決定をして、総会終了後に委員長、副委員長を決めさせていただきたいと思います。

3月上旬には選考委員会のほうを開催いたしまして候補者を決定し、3月25日に選考結果を定例総会で報告ということで、総会での報告に推進委員候補者を決定、4月1日の臨時総会において推進委員を選任するという形になっております。後ろのページに農業委員の名簿をつけてあります。右から2番目の欄に推進委員選考委員というのがありますけれども、丸がついているのは会長と会長代理のところに丸がついております。それと、斜線が入っているのは推進委員の推薦者になっている方、また候補者となっている方につきましては除くということですので、斜線を引かせていただいております。

以上のように選考委員会を設置して候補者を選考するという流れになります。

続きまして、資料2のほうを御覧ください。こちらは2枚つづりになっております。こちらは、選考委員会が候補者を選考するに当たり、どのような基準で審査するかというものです。内容につきましては、農業委員候補者の評価要領というのがあるのですが、こちらを推進委員の役割等に合わせて修正したものになります。

こちらなのですが、1番の目的がありまして、2番の推進委員に関する事項ですが、選考する候補者の人数、農業委員会の推進の条例に基づき定員36人になっております。推薦枠及び応募枠がありまして、地区からの推薦は32人、市内全域からの推薦及び募集は4人になっておりまして、合わせて36人になっております。この4人の内訳は地区ごとに決まっております、その隣に書いてあります鉾田地区が2人、旭地区が1人、大洋地区が1人となっておりますが、こちらの募集はありませんでした。

3番の資格審査ですが、基本的には農業委員と同様に農業委員会に関する法律8条4項の規定に基づき欠格条項がありますので、こちらについてはこちらで市民課のほうに確認をいたします。

4番の選考についてですが、選考委員は農業委員6人により構成すると。選考方法ですが、農業委員会等に関する法律第17条の規定により、農地等の利用の最適化に熱意と識見を有する者を委嘱するとされています。そこで、法律に記載されている事項の下に評価項目を設定、推薦書、応募届に記載された内容を選考の根拠資料としております。地区及び団体からの推薦候補者につきましては、地区の代表者から推薦を受けている事実というものを尊重して、基本的には提出された推進委員さんの内容について書類審査し、候補者を選考する。自ら候補した者につきましては、募集がありませんでしたので、今回は説明は省かせていただきます。

以上のように選考したいと考えております。詳しくは選考委員会の際に再度委員の方に説明をさせていただきます。

資料1、資料2のどちらも選考要領案になります。3年前の改選

議 長	時と同様に、こちらの案についてもお承認いただき、なおかつ選考委員6名を決定していただきたいと思います。 事務局からの説明は以上となります。 事務局から説明がありましたが、選考委員の構成は、会長及び代理2名と委員の中から各地区1名の計6名となっております。 各地区からの選考委員の選任については、議長において指名することよろしいでございますか。 (異議なしの声あり)
議 長	それでは、異議なしと認めます。選考委員に、銚田地区から18番、海老原康廣委員、大洋地区から5番、永井司委員、旭地区から22番、井川栄委員をご指名いたします。
議 長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第10号について、会長及び代理2名、並びに各地区より指名した3名を、銚田市農地利用最適化推進委員候補者選考委員に決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、選考委員を決定いたします。 (報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について)
議 長	続きまして、報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。

事務局	3件の届出がございました。5筆で面積が9,267平方メートル。いずれも合意解約となっております。 以上でございます。 (報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)
議長	報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事務局	7件の届出がございました。31筆で面積につきましては、合計で5万3,881平方メートルでございます。いずれも相続による所有権移転となっております。 以上でございます。 (報告第3号 農地法制限除外の届出について)
議長	報告第3号 「農地法制限除外の届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事務局	2件の届出がございました。 番号1番、届出地、[REDACTED]、地目、畑、面積96平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。 転用施設は農業用駐車場となっております。 続きまして、番号2番、届出地、[REDACTED]の一部、地目、田、面積304平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。 [REDACTED]。転用施設は工事用地となっております。 以上でございます。

議 長	以上で、議案の審議及び報告を終わります。
議 長	続きまして、その他について何かありましたらお願いします。事務局、どうぞ。
事 務 局	それでは、資料の3ということでお手元にあると思うのですけれども、令和7年度の標準賃金ということで、資料の3を御覧いただきたいと存じます。標準賃金につきましては、農地法第52条の規定によりまして情報提供することとなっております。これから令和7年度の標準賃金を確定するわけですが、現在の日雇賃金は、10月の定例総会で決定したとおり8,040円となっております。これにつきましては、県の最低賃金が時給1,005円で、日額8,040円となっております。今回、行方市のほうで8,040円を切り上げた8,100円で決定したということで、できれば鉾田市も令和7年度は切り上げて8,100円としたいと考えております。 また、請負作業についても鹿行地域の単価のほうを勘案して案を作成したいと思っておりますので、裏面の令和6年度のこの表でご意見がございましたら事務局までご連絡いただければと思います。特に意見がない場合は、3月補正で総会で決定したいと存じますので、以上でございます。 続いて、お配りしました資料4、大変申し訳ありません。こちらの資料の4のところで、20番のところが団体名とか候補者名というのが1つ空いてしまいましたので、そちら削除のほうをお願いします。そちらの資料の4のほうなのですが、農業委員候補者の名簿ということでありまして。この名簿は、1月27日及び2月20日の農業委員候補者評価委員会で審査されて候補者として市長に報告したものです。地区推薦者が19名、農業団体から今回はJA茨城旭村と大洋土地改良区から推薦されております。公募につきましては、女性3名です。24名のうち現職が14名であり、認定農業者が11名と、2名が手続中ということで、13名として、過半をクリアする予定となっております。 今後の予定ですが、3月の議会定例会へ人事案件として提案がされ、議会の同意を得て4月1日任命状の交付式及び第1回臨時総会を開催予定としております。農業委員の候補者につきましては、このような流れで進めてまいります。 続きまして、2月19日に小沼代理からご報告がありました。2月18日に窪委員の状況を確認していただきましたところ、1月31日に退院をして、樫山診療所で、現在リハビリを週3回行っている

	るということです。歩行はまだできず車椅子の生活とのことであります。左手、足は麻痺しておりますが、言葉を普通に話せるようになりましたということでご報告がございました。 続きまして、報告事項についてなのですが、活動日誌3月分までを3月25日定例総会に必ず提出のほうをお願いしたいと思っております。 私のほうから以上となります。
議 長	そのほかありますか。 事務局、どうぞ。
事 務 局	すみません、本日議案書で配付した目標地図と地域計画なのですが、名簿のほうに個人情報が入っている関係がありまして、こちら農業振興課から提供していただいた資料なので、総会終了後に回収しますので、机の上に置いておいていただくか事務局のほうに持ってきていただければ回収させていただきますので、ご協力のほう、地図と地域計画のA4の縦のとしてあるもの、両方とも回収させていただきますので、ご協力よろしくお願いします。 以上でございます。
議 長	そのほか。 事務局からお願いします。
事 務 局	どうもお疲れさまです。金曜日、農業委員会の送別会ということで予定されておりますけれども、服装については自由ということでお願いしたいと思います。 以上になります。
事 務 局	28日なのですけれども、XXXXXXXXXX、18時に開始ということになりますので、それよりちょっと早めに来ていただければと思いますので、よろしくお願いします。こちらのほうもお金のほうなのですけれども、XXXXXXXXXXのほうから出すということで先月お話ししたと思いますので、こちらのほうで対応したいと思しますので、よろしくお願いします。
議 長	そのほか何かありましたらお願いします。 大貫さん。
大貫修一委員	さっき海老原委員が任命されたものは、農業振興課で現地調査するものですか。

議 長	農地利用最適化推進委員の候補者を選考する委員。
大貫修一委員	私違うところだと。
議 長	よく聞いていたでしょう、よく。
大貫修一委員	俺は聞いたのだけれども、こちらが違うこと言うからおかしいな と思って。
議 長	やっぱり俺も聞いているところでしゃべったつもりなのだけれ ども、よかった、そういうことでございます。 そういうことでひとつお願いします。 あと、そのほか何か意見がありましたらお願いします。 事務局。
事 務 局	すみません、先ほど農地利用最適化推進委員の選考委員のほうな のですけれども、総会資料も少しお使いいただいて、委員長と副委 員長を決めたいと思いますので、少しお持ちになってもらえればと 思います。よろしくお願いします。
議 長	そういうことでございます。先ほど私名前を申し上げた方々、少 し最後に残っていただけるようお願いいたします。 そのほか何かありましたらばお願いいたします。 (発言なし)
議 長	何もないようなので、議事日程を全て終了いたします。慎重審議 ありがとうございました。 以上をもちまして、銚田市農業委員会2月定例総会を閉会いたし ます。どうもご苦労さまでございました。 午後4時47分 閉 会 署 名 人 議長(会長) 4 番 委 員

	5番 委 員
--	---------------

